

平成28年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書  
(国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

平成29年7月27日

## 1. はじめに

官庁営繕部（本省）では、従前から発注者綱紀保持に努めてきたが、高知県内における入札談合事案を契機にコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置し、コンプライアンス推進のための取組を行うこととした。昨年度当初に「平成28年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、その取組を推進した。

本報告書は、当該計画に基づく取組の実施状況を評価し、取りまとめたものである。

## 2. 職員の意識改革

職員のコンプライアンス意識の向上に研修は非常に有効な手段であることから、研修活動に力を入れているところである。

### (1) コンプライアンス意識の向上に向けた研修の徹底

#### 【推進計画の記述】

外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、その成果を部内で広く共有することとする。

特に、新規採用職員及び部外からの転入職員に対しては、業務行動指針（解説版を含む。）及び当該推進計画を印刷された文書で配布し、活用を促すことで、コンプライアンス意識の徹底を図る。

- 平成28年4月に官庁営繕部内の新規採用職員を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として発注者綱紀保持に関する研修を実施した。この研修では、発注者綱紀保持マニュアルに基づき、発注担当者の責務、発注プロセス、適正な業務のあり方等について講義を行った。
- 新規採用職員及び部外からの転入職員に対して、「職員業務行動指針」（解説版を含む。）及び推進計画を配布し、課内会議を活用するなど内容についての理解と活用を促した。
- 平成29年3月にコンプライアンスに知見のある大森文彦弁護士を外部講師としてお招きし、官庁営繕部職員を対象に、コンプライアンスに関する研修を行った（受講者計70名程度）。この研修では、「官庁営繕部のコンプライアンスについて」というテーマの下に、「法令遵守」だけでなく、国家公務員の法的行動ルールや設計・工事監理などに関する法的ルールについて講義をしていただいた。

## (2) 発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの活用

### 【推進計画の記述】

発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）及びセルフスタディ・チェックシート（以下「チェックシート」という。）については、年度当初等の適切な時機に周知・活用を図り、入札契約関係業務の自己点検を進めることにより、発注事務の的確な実施を確保する。

特に、発注事務担当の新規採用職員等をはじめとする必要性が高いと考えられる職員を対象として、マニュアルとチェックシートの解説を含む部内研修を実施する。

- 平成28年4月に「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」の電子データを官庁営繕部の共有フォルダに保存することで、官庁営繕部職員が適宜活用できるようにした。
- 平成28年4月に官庁営繕部内の新規採用職員を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として発注者綱紀保持に関する研修を実施した。この研修では、発注者綱紀保持マニュアルに基づき、発注担当者の責務、発注プロセス、適正な業務のあり方等について講義を行った。【再掲】

## (3) 不当な働きかけに対する報告の徹底

### 【推進計画の記述】

職員が、事業者等からの不当な働きかけを受けた場合や、他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合において、綱紀保持規程に従い適切な対応を行うことを徹底する。

- 平成28年度において、不当な働きかけに対する報告を受けた事案はなかった。

## 3. 入札契約業務等の確実な実施

### 【推進計画の記述】

特に、コンプライアンスが求められる入札契約業務等について、制度の趣旨に沿って確実に実施するとともに、社会からの要請に応えるべく、必要に応じて見直しを行う。

- 入札契約業務等について、制度の趣旨（公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発展）に沿って確実に実施した。

## 4. 情報管理の徹底

### (1) 情報セキュリティの徹底

国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を徹底する。特に、最近大きな脅威となりつつある標的型メール攻撃への対策及び情報の作成時等の機密性の格付けを徹底する。

- 「要機密情報の送受信に係る私用メール利用の禁止」及び「サイバーセキュリティに対する注意の徹底」について、部内職員に周知することで、セキュリティ対策の徹底を図った。また、会議資料等について、機密性情報の表記がない場合には記載を促すことにより、機密性の格付け徹底を図った。さらに、機密性を要する文書については、パスワード管理をするなど、情報セキュリティ対策を徹底した。

## (2) 入札・契約に関する情報管理の徹底

### 【推進計画の記述】

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報については、発注者綱紀保持マニュアルに基づきその適切な取扱いを徹底する。

- 入札・契約手続運営委員会資料の電子データを保存するフォルダにアクセス制限をかけたほか、入札・契約関係文書の保管に当たっては、保管場所を施錠して厳重に管理するなど、発注者綱紀保持マニュアルに基づき機密情報の取り扱いを徹底した。
- 執務室への自由な出入りが制限されている旨の掲示について、掲示内容等を事業者により一層認識いただけるよう改善するとともに、執務室入口に国家公務員倫理のパンフレットを置き、事業者に対し、法令遵守に関する理解と協力の周知に努めた。

## (3) 行政文書の管理の徹底

### 【推進計画の記述】

国土交通省行政文書管理規則等に基づき、入札・契約に関する文書をはじめとする行政文書の適正な管理を徹底するとともに、その管理状況について点検を行う。

- 「行政文書の管理に関するガイドライン」及び「国土交通省行政文書管理規則」の規定にのっとり、入札・契約に関する文書をはじめとする行政文書について、作成・取得、分類・整理、保存、移管、廃棄等の文書管理サイクルを適切に実施しているか、文書整理月間などに点検を行った。また、文書保存期間基準の見直しを実施した。
- 保存期間が満了した入札・契約に関する文書について、内閣府との廃棄協議が完了していることを確認の上、適切に処分（溶解処分）した。

## 5. 社会から更に信頼される組織づくり

コンプライアンスの基本要素の1つとして組織づくりは重要であり、官庁営繕部としても国民から更に信頼される組織となるための取組を進めているところである。

## (1) 適切な広報戦略の推進

### 【推進計画の記述】

官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、国土交通省の戦略である『広報改革「伝える」から「伝わる」』に基づいて広報のあり方を検討し、戦略的な推進を図る。

- ホームページ掲載内容について、技術基準のページに関して、よりアクセスしやすいよう改善するとともに、全体を通してリンク切れの集中点検を実施し、掲載内容に不備がないよう改善した。また、官庁営繕部の業務・施策に関して、以下のとおり積極的な広報を実施した。

#### <営繕工事積算>

変更契約の円滑化に資する「入札時積算数量書活用方式」の試行実施及び本実施について、通達本文とともに、わかりやすく解説した資料をホームページに掲載した。また、『営繕積算方式』をわかりやすく解説した活用マニュアルについて、熊本被災地における復旧工事に関する対応策に重点を置いた『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】を新たに作成し、ホームページに掲載したほか、実際に熊本県に出向いて県内の地方公共団体や業界団体に対して直接説明を行った。

#### <木材利用の促進>

「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（案）」、「主な耐火構造部材の開発状況等のフォローアップ」、「国土交通大学校平成28年度専門課程木材利用推進研修」の案内等について、ホームページに掲載するとともに、その掲載内容を充実化した。また、「平成27年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ」について、新たにホームページで公表した。さらに、公共建築月間の期間中、3号館において木材利用に関するパネルを展示したり、子ども霞が関見学デーの開催期間中、見学待機スペースに木材利用に関するパネルや木材の実物を展示することで、官庁施設における木材利用推進の取組について、積極的に広報展開するとともに、国、地方公共団体及び民間企業等の職員を対象とした各種の講演や出前講座、研修において紹介した（講演名等：日本青年会議所木材部会、国土交通大学校研修、全木連全国会議及び全国建設研修センター研修）。

#### <防災機能を強化した官庁施設の紹介>

官庁施設の防災機能強化のPRとして、広報課主催の省内見学のメニューの一つである3号館免震層の見学を計18回実施した（参加者計260名）。

#### <雨水の利用の推進>

雨水利用・排水再利用設備計画基準について、他省庁・地方公共団体への普及・促進のために、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主幹課長会議幹事会において情報提供を行った。また、「雨水の利用の推進に関する基本方針」（平成27年3月10日国土交通省告示第311号）に基づき、平成27年度における国及び独立行政法人等に

おける雨水の利用のための施設の設置に関する目標の達成状況について取りまとめ、公表した。

#### ＜環境対策の推進＞

官庁施設における環境対策を推進するため、国土交通省環境行動計画に則して「官庁営繕環境行動計画」を策定し、官庁営繕の環境負荷低減対策の年度の取組として環境対策項目を定め、ホームページで公表した。また、平成27年度の取組について「官庁営繕環境報告書2016」として取りまとめ、公表した。

## (2) 技術力・専門力の獲得・継承

### 【推進計画の記述】

適正な業務遂行の基盤である技術力・専門力を、組織として、また職員として獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、現場見学会の実施、OJT、研修等の改善を引き続き推進する。

- 適正な業務遂行の基盤である技術力について、組織として獲得・継承していくため、以下の取組を行った。

#### ＜資格取得・グッドプラクティスの顕彰＞

部録「営繕でグッドプラクティス・分野別の技術力に関する連載を配信・共有するとともに、資格取得・グッドプラクティス合同顕彰会を開催した。

#### ＜職員に対する継承＞

- ・ 全国建設研修センターの積算研修等において、担当職員が講師となることで、自己の説明能力や積算に関する技術力研鑽につながるようにした。
- ・ 国土交通大学校等において、営繕関係職員に対して営繕事業及び施策に関する研修を実施するとともに、その講義資料をイントラネットへ掲載し、関係職員への情報共有することで、技術力の獲得・継承のための自己研鑽の支援等を目的とした環境整備を図った。
- ・ 各地方整備局等に対して「OJT推進計画」の作成を依頼し、第4四半期にその実施状況について報告を受け、結果をとりまとめ各地方整備局等への情報共有を行った。
- ・ 技術や経験の継承を目的として、ベテラン職員と若手職員が参加する座談会を開催し、得られたアドバイスを取りまとめ、関係職員への情報共有を行った（参加者計37名）。
- ・ 官庁営繕部職員が、営繕に関する実務的・専門的な内容、先進的な取り組み事例等について学習、情報交換、意見交換等する場として、「建築塾」を2回実施した（参加者計63名）。

## (3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

### 【推進計画の記述】

国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、CS調査の実施等を行う。

- 国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、以下の取組を実施した。

＜CS調査の実施等＞

今年度実施したCS調査の結果を取りまとめ、地方整備局等に情報共有したほか、調査結果を営繕技術検討会や事業評価においても活用した。また、営繕技術検討会では、調査結果も活用し、営繕事業における取組及び事業の成果の施設整備へのフィードバックについて、外部有識者を交えて意見交換を行った。

(4) 公共建築分野における支援

【推進計画の記述】

公共建築に係るこれまで培った官庁営繕部の知見を活用することにより、公共建築分野の発注者等を支援する。

- 公共建築に係るこれまで培った官庁営繕部の知見を活用することにより、公共建築分野の発注者等を支援するため、以下の取組を行った。

＜社会資本整備審議会答申＞

平成28年6月20日に「官公庁施設整備における発注者のあり方について」社会資本整備審議会へ諮問、同審議会建築分科会官公庁施設部会にて計4回の審議を経て、平成29年1月20日に答申を受けた。これを受け、発注者の役割に関する認識の共有化、発注者の業務の効率化及び個別工事の支援に取り組むこととなった。

＜公共建築相談窓口＞

公共建築相談窓口での相談対応を継続して実施している（平成28年度は、全国で延べ2,602件の相談に対応）。

＜公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討＞

「公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討」のフォローアップについて、平成28年6月の全国営繕主管課長会議に報告を行った。

＜営繕工事における工期設定の基本的考え方＞

春の全国営繕主管課長会議において、「営繕工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」を説明し、広く公共建築工事に普及するように、各地方整備局において、地方公共団体を含む会議等で説明を実施した。

＜保全指導＞

国の機関の施設保全責任者等が参加する「官庁施設保全連絡会議」を全国51箇所で開催し、1,644機関（うち、地方公共団体の割合は18%（296機関））、延べ2,255人が参加した。また、本省を始め全国の地方整備局や営繕事務所等において平成28年度中に1,535件の保全指導を行った。

### <木材利用の推進>

国、地方公共団体及び民間企業等の職員を対象とした各種の講演や出前講座、研修において紹介した（講演名等：日本青年会議所木材部会、国交大研修、全木連全国会議及び全国建設研修センター研修）。

## 6. 風通しの良い組織づくり

### 【推進計画の記述】

働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指すとともに、日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、とりまとめた上で部内で共有し、業務改善に活用することとする。

- 平成28年12月に官庁営繕部職員を対象としたコンプライアンスに関するアンケートを実施した。アンケート結果については、部内で共有するとともに、コンプライアンスの取組の改善が必要と思われる項目や課題について整理し、次年度のコンプライアンスの取組に反映することとした。

## 7. 取組に関する全体的な評価

平成28年度のコンプライアンス推進計画では、特に、新規採用職員及び部外からの転入者に対するコンプライアンスの意識の向上、積極広報の強化等について新たに盛り込んだ。これら新たに盛り込んだ項目については、一定の成果が出ており、平成29年度以降も継続して実施していくことが重要である。

また、その他の取組については、平成28年度コンプライアンス推進計画に基づき、着実に実施されたと評価できる。

引き続き平成29年度コンプライアンス推進計画に基づく取組を実施するとともに、平成28年度に実施したアンケート結果を受け、職員のコンプライアンスの意識の向上や風通しの良い組織づくりに向けて、取組の継続と充実を図る必要があることから、新たな課題にも対応しつつ、今後とも職員一人一人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を作ることが重要である。